

締約国に関する情報 GB	英 国 一 般 情 報	附属書 B 1 GB
国内官庁の名称	Intellectual Property Office ¹ (United Kingdom) 知的財産庁 (英国)	
所在地	Concept House, Cardiff Road, Newport, South Wales NP10 8QQ, United Kingdom 書類を手交する場合には次の場所でも良い ² 3rd Floor, 10 Victoria Street, London SW1H 0NB, United Kingdom	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(44-1633) 81 45 86 (国際出願用) (44-1633) 81 40 00 (オペレーター・サービス) (44-3000) 20 00 15 (聴覚障害又は難聴者用ミニコム番号) 0300 300 2000 (英国内)	
電子メール	pct@ipo.gov.uk (PCT問合せ専用) information@ipo.gov.uk (一般問合せ専用)	
インターネット	http://www.gov.uk/government/organisations/intellectual-property-office	
ファクシミリ装置	な し	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	電子メールによる提出を受理する ³	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
出願人がWIPO DAS ⁴ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2))	出願人が電子形式で行われた国内出願を優先権書類としてWIPO DASから取得できるようにする用意がある ⁵	

[次頁に続く]

- 1 知的財産庁は特許庁の運営名称である。
- 2 ロンドンのあて名は手交専用である。郵便による通信はすべてニューポートのあて名に送付しなければならない。
- 3 電子メールによる書類提出には次のアドレスを使用すべきである：forms@ipo.gov.uk
- 4 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>
- 5 優先権書類をDASから取得できるようにするための請求方法の詳細に関しては、次を参照されたい：
<http://www.gov.uk/government/publications/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office>

G B	英 国 (続き)	G B
英国の国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令 ⁷ は外国官庁への国際出願を制限するか？	知的財産庁 ⁶ (英国), 欧州特許庁 (E P O) 又はW I P O国際事務局 次の場合, 出願は制限される: 居住者による出願 ⁸	
英国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護: 知的財産庁 ⁶ (英国) 欧州特許: 欧州特許庁 (E P O)	
P C Tに基づき取得可能な保護の種類	国内: 特許 欧州: 特許	
国内官庁が認める手数料の支払方法	手数料支払はポンド・スターリング建で行う。すべての支払には、支払う手数料に関する様式を併せて提出し、出願番号 (判明していれば国内番号, 国内番号が不明であれば国際番号), 出願人の氏名又は名称, 支払手数料の種類を表示する。 国内官庁は (送付手数料を除き) 国際特許の各手数料の銀行カードによる支払を認めない。詳細は知的財産庁の次のウェブサイトから入手可能である: how to pay us - https://www.gov.uk/government/publications/intellectual-property-office-how-to-pay-us 手数料は次のいずれかの手段による支払も可能である: — 一部のタイプのクレジット・デビットカード — 英国の商業銀行に振り出した小切手 — 国内官庁が保有する利用者預金口座宛の決済 — 次宛の銀行間送金: Barclays Bank Plc., 3rd Floor Windsor Court, 3 Windsor Place, Cardiff CF10 3ZL 仕分コード: 20-18-23 SWIFTコード: BARCGB22 IBAN: GB92 BARC 2018 2380 5317 66 知的財産庁 (英国) の振込口座番号: 80531766 国内官庁での現金支払	

[次頁に続く]

6 脚注 1 を参照。

7 1977年特許法第23条。

8 ほとんどの場合, 英国居住者は欧州特許庁又はW I P O国際事務局宛に出願することができる。しかし, 軍事技術に関する情報を含む出願, 又は英国国家安全保障若しくは公衆の安全を害するおそれがある情報を含む出願については制限を受ける。この場合に英国の居住者は, 以下のいずれかの場合にのみ欧州特許庁又はW I P O国際事務局に直接出願することができる。(i) 知的財産庁から書面による許可を得た後。又は, (ii) 同一発明に関する出願が知的財産庁に行われており, 知的財産庁の審査官が当該発明の公開又は伝達を禁止する指令を与えることなく6週間以上の期間が経過した後。英国以外に居住する者が英国以外の国で特許出願が最初に行われた発明に関する特許出願に対しては, この制限が適用されない。詳細は, 知的財産庁 (Security Section, Concept House, Cardiff Road, Newport, South Wales, NP10 8QQ, 電話 (44-1633) 81 35 58) から入手することができる。

G B	英 国 (続き)	G B
国内官庁が認める手数料の支払方法 (続き)	<p>ポンド・スターリング表記の小切手による手数料の支払は、国内官庁が小切手を受領した日の支払とみなされる。その他の通貨表記の小切手を受領した場合には、ポンド・スターリング建の現金化による遅滞が発生する（更に、通貨変動の結果として不足額が生じる可能性もある）。したがってポンド・スターリング建の小切手による支払のみが推奨される。小切手の受取人は「UK Intellectual Property Office」とする。銀行間送金による手数料の支払は、銀行が知的財産庁（英国）の口座80531766に金額の払込を行った日に受領したものとみなされる。ただし銀行間送金は銀行手数料が発生することがあり、結果的に手数料不足が生じる可能性もある。発生する送金手数料は出願人による負担が必要なため、出願人が銀行の送金指示書に記載すべきである。手数料支払に関する出願・更新書類には、各手数料を列記した手数料表又は同等の様式を添付すべきである。支払と別途送付された様式を関連付けるために、参照番号（特許番号又は預金口座番号等）を記載すべきである。これは銀行間送金の場合には必須である。</p>	
国際型調査に関する英国の規定 (PCT第15条)	な し	
国際公開に基づく仮保護	<p>国内特許を目的とする指定の場合：</p> <p>特許法(1977年)第89条、第89条A及び第89条B。英語による国際出願のW I P O国際事務局による公開又は英語による翻訳文の知的財産庁⁹(英国)による公表は、出願人が、一般的には、当該出願又は翻訳文の公開の日に特許がされたとしたならば、裁判所又は検察官に対し特許権を侵害する行為について損害賠償の手続を提起したであろうところの権利と同一の権利を有する。ただし、裁判所における手続は、特許の付与後のみ提起することができる。更に第89条B(3)は、PCT第29条(2)(iii)に規定される選択肢の効力を認めている。</p>	

[次頁に続く]

9 脚注 1 を参照。

GB	英 国 (続き)	GB
国際公開に基づく仮保護 (続き)	<p>欧州特許を目的とする指定の場合： 特許法(1977年)第78条(7)及び第79条(3)を参照。</p> <p>(1) 英語により公開された国際出願： 上記の権利は、当該出願がWIPOにより公開された後に適用される。</p> <p>(2) フランス語又はドイツ語により公開された国際出願： 請求の範囲の英語による翻訳文が知的財産庁¹⁰(英国)に提出され、かつ、所定の手数料が支払われ、同庁により公開されるまで、又は出願人が、侵害する行為が発生する前に請求の範囲の英語による翻訳文とともに、当該侵害を提供していない限り、上記の権利が効力を生じない場合を除き、(1)と同様。</p> <p>(3) EPOの公用語でない言語で公開された国際出願： 上記の権利は、EPOが当該国際出願を(2)の規定によりフランス語又はドイツ語により公開した場合を除き、EPOがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまでは効力が生じない。</p>	
英国が指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
英国が指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は優先日から33か月以内に提出しなければならない	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	
欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構 (EP) を参照		

¹⁰ 脚注 1 を参照。